

令和4年第2回日進市農業委員会議事録

招 集 年 月 日	令和4年2月24日 (木)
招 集 の 場 所	日進市役所北庁舎1階 会議室、北庁舎2階 会議室 (リモート開催のため2会場)
開 会	令和4年2月24日 (木) 14時57分
出 席 委 員	<p>総計 15人</p> <p>委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員</p> <p>推進委員</p> <p> 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員 内藤 勝司 委員 堀之内 濟 委員 眞野 賢一 委員 村瀬 勝美 委員</p>
欠 席 委 員	会長 市川 豊 委員、1番 和田 義雄 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	<p>事務局 局長 祖 父 江 直 文 次長 岡 田 剛 係長 今 井 康 太 主事 増 田 成 美</p>

付議事項	議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
	議案第3号	農業振興地域整備計画の変更について
	議案第4号	競公売に伴う買受適格証明願について
	議案第5号	日進市農用地利用集積計画について
	専決第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
	専決第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
	専決第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
	専決第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
	その他	現況証明願について

<p>開会</p>	<p>(14:57)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>出席者が定足数に達しているので、令和4年第2回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いします。</p> <p>(会長欠席のため職務代理の挨拶)</p> <p>それでは令和4年第2回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に11番の武田 住男 委員と、2番の尾関 洋子 委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>1番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>1番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、日進おりど病院から北西に約85メートルの位置に所在し、現況は畑で作付けはされておらず、面積は293㎡です。</p> <p>申請者は年間300日程度農作業に従事しており、その農作業歴は60年ほどになります。</p> <p>農業用機械は、トラクター1台、耕うん機1台、田植え機1台、防除機1台、軽トラックを所有しています。</p> <p>この度申請者は、申請地を取得し、営農地を拡大させるために今回の申請に至りました。</p> <p>なお、申請者は76歳と高齢ではありますが、体も健康で営農意欲もあり、営農基盤確立のため、農地を管理していく旨の理由書も添付されています。</p> <p>申請地では柿の栽培を予定しています。</p> <p>1番の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>1番について、農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ありません。</p> <p>第1号、取得後全部効率的に利用できるかについては、現地確認の結果全て耕作されています。</p> <p>第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当ありません。</p> <p>第3号、信託によるかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第4号、取得後において常時従事する見込みがありま</p>
-----------	---	---

		す。
		第5号、下限面積について、取得後の面積は3,000㎡を超えています。
		第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。
		第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかについては、現地調査の結果特に支障はありません。
議長		議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。
委員		市外の人が所有することになるが、距離的に通作することは可能か。
事務局		距離としては、8.5km、自動車ですら19分程で通えるため、問題ないと思われます。
議長		特に意見がないことを確認して議案第1号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。
		(挙手全員)
議長		議案第1号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。
議長		議案第2号を上程。
		3番と4番の案件について事務局に説明を求める。
事務局		3番の案件について説明します。
		申請地は北小学校から南に約290メートルの位置に所在し、現況は畑と雑種地で作付けはされておらず、面積は5筆合計で260.65㎡です。
		申請者は、平成27年に柔道整復師の免許を取得し、現在は日進市内のデイサービスセンターで機能訓練指導員、柔道整復師として勤めています。
		今回独立開業をするために、申請をするものです。
		申請者に自己所有地はなく、土地所有者より申請地を使用しても良いとの承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したことになります。
		排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地南側の道路側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。
		続いて、4番の案件について説明します。
		申請地は東小学校から南に195メートルの位置に所

	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>在し、現況は畑で野菜を栽培しており、面積は2筆合計で273㎡です。</p> <p>この申請地については、農振農用地でしたが、令和3年5月の委員会で、農用地区域からの除外手続が進められました。</p> <p>申請者は申請地に隣接する土地で神殿及び教職舎を建築し宗教活動を行っており、現在の教職舎が老朽化し、耐震において危険な状況であるため、建て替えを計画し今回の申請に至りました。</p> <p>土地選定について、土地は現在の既存敷地に隣接しており、やむを得ず申請地を選定したのになります。</p> <p>申請地は神殿の隣接地であり、大規模な造成工事の必要はなく、現在の施設と一体利用することに支障ありません。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに北側の集水桝に集水し、既設排水路に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>3番と4番の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>受付番号3番について、権利の種類は所有権の移転、転用目的は接骨院を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金と借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、支障ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和4年5月9日から令和4年10月31日までに完了する計画です。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、隣接する宅地と一体利用します。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認めら</p>
--	----------------------	--

		<p>れます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>続いて、受付番号4番について、所有権の移転、転用目的は教職舎を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、1種農地と判断されますが、転用目的が住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金と借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、支障ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和4年4月1日から令和4年10月31日までに完了する計画です。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>議長 議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求めらる。</p> <p>(意見なし)</p> <p>議長 特に意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p>
--	--	---

議長	議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。
議長	議案第3号を上程。
事務局	1番の案件について、事務局に説明を求める。 1番の案件について説明します。 申請地は北小学校から南に約176メートルの位置に所在し、地目は畑で面積は14㎡です。 除外目的は、平成7年から住宅敷地の一部として利用しているものです。 農業生産基盤整備事業の実施状況については、県営ほ場整備事業日進地区第三工区が昭和49年度に完了しています。 申請者は、一体利用している敷地内の住居に居住しています。 平成7年から住宅敷地の一部として利用しており、今回測量を行ったところ敷地の一部が農用地へはみ出していることが判明し、擁壁等を含め農地として原状回復を行うと、住宅用地の安全性の低下の恐れがあるため申請に至りました。 申請地周辺の農業用施設は既存の利用に影響を及ぼす者ではありません。
議長	議案第3号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。
委員	除外面積が14㎡ということだが、事情をもう少し補足してほしい。
事務局	住宅については、許可を受けて適正に建築をされていますが、基礎にあたる部分が農地部分であり越境していることが確認されたため、農振除外の手続きを経た後、農地転用の手続きを行うことで追認するものです。
議長	特に意見がないことを確認して議案第3号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。 (挙手全員)
議長	議案第3号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。
議長	議案第4号を上程。
議長	1番の案件について、事務局に説明を求める。

	事務局	<p>1 番の案件について説明します。</p> <p>この案件は、名古屋国税局が令和 4 年 3 月 7 日から令和 4 年 3 月 1 6 日を入札期間とした公売に参加するため、申請者が公売農地を取得するのに必要な要件があるかどうかを審査し、農業委員会が証明するものです。農地として買い受ける 3 条申請の審査となります。</p> <p>申請地は、三本木保育園から西に約 2 5 0 メートルの位置になります。</p> <p>申請者は、名古屋市に居住しており、夫と長男夫婦 4 人で営農しており、年間 1 5 0 日程度農作業に従事しており、農作業暦は 2 0 年ほどになります。</p> <p>3, 3 0 0 m²の所有農地では果樹を栽培しており、農業用機械は草刈り機、耕うん機、ユンボを所有しています。</p> <p>7 4 歳と高齢ではありますが、まだ余力があり、自宅からの通作距離は直線距離で約 1 5 km で十分に農業経営ができると考え、今回の申請に至りました。</p> <p>申請地では、みかんと柿の栽培を予定しています。</p>
	議長	<p>議案第 4 号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
	委員	<p>入札する人は、市外で自宅からの距離が遠いと思われるが、問題なく通作できるか。</p>
	事務局	<p>通作距離は 1 5 km となっているため、問題ないと思われます。</p>
	議長	<p>また、通作時間は、2 5 分から 3 0 分となっています。</p>
	議長	<p>特に意見がないことを確認して議案第 4 号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p>
	議長	<p>(挙手全員)</p> <p>議案第 4 号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p>
	議長	<p>議案第 5 号を上程。</p>
	事務局	<p>1 番の案件について事務局に説明を求める。</p>
	事務局	<p>1 番の案件について説明します。</p> <p>申請地は赤池小から西へ約 2 6 0 メートルと北西へ 3 7 0 メートルの位置に所在する 3 筆になります。</p> <p>現況は生産緑地で、野菜を栽培しており面積は 3 筆合計で 2, 3 6 9 m²になります。</p>

		<p>申請地は令和4年1月に亡くなられた申請者の母が所有していた農地を息子が相続するものです。</p> <p>納税猶予をかけることによって、終身農地として維持していかなければならなくなることは承知しており、相続後も引き続き耕作されているため、特に問題はないと思われます。</p>
議長		<p>議案第5号の内容について、委員に対し、意見、質問を求めらる。</p>
委員		<p>相続税の納税猶予について、以前は20年だったが、現在でも20年の縛りがあるか。</p>
事務局		<p>現段階で更新をするのであれば、恒久的なものになります。</p>
委員		<p>申請者は何歳か。</p>
事務局		<p>66歳です。</p>
議長		<p>特に意見がないことを確認して議案第5号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長		<p>議案第5号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p>
議長		<p>議案第6号を上程。</p>
事務局		<p>事務局に説明を求めらる。</p> <p>農地中間管理事業とは、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき農地の集積・集約化を促進するため、愛知県から農地中間管理機構として指定を受けた愛知県農業振興基金が農地を借り受け、担い手へ貸し付ける事業です。</p> <p>なお、今後の手続きについては、この後愛知県農業振興基金において計画の決定を行い、県に対して認可申請を行います。</p> <p>そして県において計画が認可され、公告することによって利用権設定がされ、公告することによって利用権が設定され貸借の開始となります。</p>
議長		<p>議案第6号の内容について、委員に対し、意見、質問を求めらる。</p>
委員		<p>期間の設定には決まりがあるか。</p>
事務局		<p>中間管理権を設定する期間が10年間を超えると税制の</p>

	<p>委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長 (15:27)</p>	<p>優遇措置等を受けられるため、10年間という期間に特に異論がなければ10年間の期間設定をしていることが多いです。</p> <p>基本的には、10年以上の期間設定となっておりますが、やむを得ない場合は10年より短い期間でも可能です。</p> <p>使用貸借権で年間0円の場合が多いが、賃料が発生する場合はないのか。</p> <p>今回の案件は、使用貸借権が多いですが賃借権で賃料が発生する場合もあります。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第6号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第6号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。</p> <p>(事務局より専決について一括で報告)</p> <p>専決1号 3条届出 3件</p> <p>専決2号 4条届出 3件</p> <p>専決3号 5条届出 9件</p> <p>専決4号 18条通知 2件</p> <p>専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。</p> <p>(意見なし)</p> <p>続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。</p> <p>(事務局よりその他について一括で報告)</p> <p>現況証明について 1件</p> <p>その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。</p> <p>(意見なし)</p> <p>その他連絡事項について事務局に報告を求める。</p> <p>(事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の農業委員会 <p>(令和4年3月29日(火))</p> <p>午後3時 北庁舎2階会議室)</p> <p>特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言</p>
--	---	--

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年 月 日

議事録署名者 1 1 番委員

議事録署名者 2 番委員